

令和 4 年 10 月 12 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスこんろ（都市ガス用） 1 件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち照明器具 1 件、自転車 1 件） | 2 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件、エアコン（室外機） 1 件、
電気温風機（セラミックファンヒーター） 1 件、
電動工具（電気バリカン、充電式） 1 件、扇風機 1 件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用） 1 件） | 6 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200533	令和4年9月28日	令和4年10月7日	ガスこんろ(都市ガス用)	TN70W60C(タカ ラスタンダード株 式会社ブランド)	株式会社パロマ(タカ ラスタンダード株式 会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災 が発生した。当該製品に起因するのか、他の 要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200530	令和4年9月17日	令和4年10月6日	照明器具	HD904(推定)	松下電工株式会社 (現 パナソニック株 式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。現在、原因を調査 中。	香川県	製造から45年以上 経過した製品
A202200535	令和4年7月18日	令和4年10月7日	自転車	ブチママンミニブ ラスBAA203HD- I	株式会社あさひ (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルの操作が重くな り、バランスを崩して踏ん張ったところ、負傷し た。現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年9月27 日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し て厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200528	令和4年9月10日	令和4年10月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	商業施設で当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年9月27日
A202200529	令和4年9月23日	令和4年10月6日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から20年以上経過した製品
A202200531	令和4年9月19日	令和4年10月6日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200532	令和4年8月25日	令和4年10月6日	電動工具(電気バリカン、充電式)	重傷1名	当該製品を持ち上げたところ、当該製品が動き出し、右手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年9月26日
A202200534	令和4年9月16日	令和4年10月7日	扇風機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	
A202200536	令和4年9月30日	令和4年10月7日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

自転車（管理番号:A202200535）

